

市税の滞納は

ありませんか？

市では、自主財源の確保と、納期限までに市税を納められた大多数の皆さんとの公平性を実現するために、納期限をすぎた人へは督促状を発送し、さらに滞納された場合には、給与や財産を差し押さえるなどの滞納処分を行います。

市では、高齢者支援や子育て支援などの福祉、学校教育や生涯学習、ごみ処理や保健衛生、道路整備など、さまざまな市民サービスを提供しています。これらは市民の皆さんに納めていただいている貴重な税金が、主な財源です。税金は市民の皆さんが「納期限までに自主納付」していただくことが本来の姿です。しかし、税金を納期限までに納めていない人もいます。市では、公平性と自主財源の確保のために、滞納解消に向けて、徴収対応に取り組んでいます。

市税滞納の状況

税金は、市民の皆さんに公平に負担していただくものです。このことから、納期限を過ぎても税金が納付されないときは、納期限後20日を経過すると督促状を発送します。その場合、督促手数料50円が追加されます。また、納期限後に納付する場合は、延滞金が追加される場合がありますので、不利益を受けることになります。さらに、税金を滞納されていると、財産の差押処分を執行することになります。

右下のグラフのとおり、積極的な滞納処分によって、滞納繰越分の収納率は改善されていて、滞納累積額も減少しています。

市では滞納繰越分の解消に引き続き努めるとともに、現年度収納率向上のため、新規滞納者も早い段階から財産調査・滞納処分するなど、滞納の早期解消につながる取り組みをさらに強化しています。

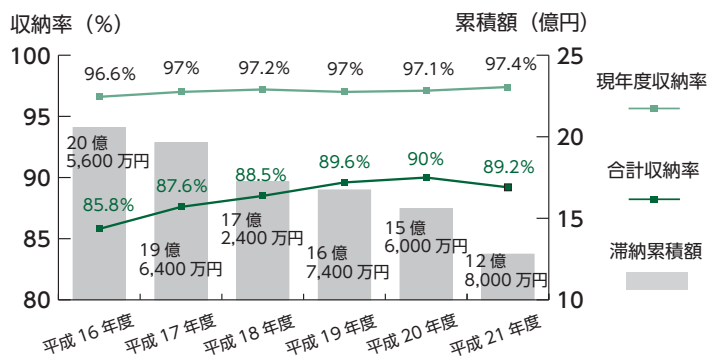
*滞納繰越分…課税した年度内に収納できず次の年度に繰り越されたもの

皆さんからの税金は、さまざまな市民サービスのための大切な財源です。



▲平成 21 年に開校した城東中学校

市税収納率と滞納累積額の推移



※数値は、市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・市たばこ税・鉦産税・入湯税の合計です。

市税納期限一覧表

○市・県民税	1 期	6 月 30 日
	2 期	8 月 31 日
	3 期	10 月 31 日
	4 期	1 月 31 日
○固定資産税	1 期	5 月 2 日
	2 期	8 月 1 日
	3 期	12 月 26 日
	4 期	2 月 29 日

○軽自動車税
全期 5 月 31 日

○国民健康保険税

1 期	5 月 2 日	6 期	11 月 30 日
2 期	5 月 31 日	7 期	12 月 26 日
3 期	8 月 31 日	8 期	1 月 31 日
4 期	9 月 30 日	9 期	2 月 29 日
5 期	10 月 31 日	10 期	4 月 2 日

昨年度から、コンビニエンスストアで市税を納付できるようになりました。

市税は納期限内に納めましょう





◀差し押さえ物件

■差し押さえと公売の実施状況

	収納金額（差し押さえ件数）		売却金額 （公売回数）
	上記のうち給与を対象としたもの		
平成 20 年度	85,208,847 円	(497 件)	389,155 円
	8,613,681 円	(54 件)	(2 回)
平成 21 年度	179,140,611 円	(1,122 件)	12,313,412 円
	82,633,790 円	(420 件)	(4 回)
平成 22 年度	483,602,881 円	(1,657 件)	24,315,501 円
	85,848,540 円	(422 件)	(2 回)



▲差し押さえ不動産のインターネット公売

■滞納解消への取り組み

市では滞納された税を徴収するため、財産調査実施の上、財産の差し押さえやその売却代金を税に充てる「換価*」を積極的に実施しています。主な差し押さえるの種類は次のとおりです。

- 各種債権（預貯金・給与・年金・保険契約・売掛金など）の差し押さえ
- 不動産の差し押さえ
- 動産（有価証券・自動車・貴金属など）の差し押さえ

なお、不動産や動産などの差し押さえ財産のインターネット公売にも力を入れており、昨年度は、2,400万円を超える換価を行いました。

*換価…売却して現金に替えること

■困ったときは
ご相談ください

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により、市税の納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに早急にご相談ください。

事情により、収入に応じた分納をしていただけの場合があるほか、徴収の緩和制度として徴収猶予を認める場合もあります。



■納め忘れのない
口座振替をご利用ください

市税の納付には口座振替を利用すると、納める人の指定する口座から税金が自動的に引き落としされ、納め忘れがなくなります。一度申し込まれると、次の年も継続して引き落とされますので大変便利です。

■多重債務で
悩んでいる人へ

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時に、そのことをお伝えください。

過払い金が発生していれば、消費者金融から払いすぎたお金を返金してもらうことができる可能性があります。

■夜間窓口のご案内

平日の午後5時15分までに来庁できない人も、納付や納付相談ができるように、夜間窓口を開設しています。

【業務内容】

市税の収納業務・納税相談業務

【とき】

毎週木曜日 午後7時30分

※夜間窓口開設は本庁舎のみです。

税金は福祉や教育などの市民サービスを提供するために欠かせないものです。今後も納税の利便性や納税相談の充実に取り組むほか、市税の収納率向上と税負担の公平性の確保に努めます。

【問い合わせ】

収税課

22・9612 FAX 22・9618